

公共機関の個人情報保護制度の  
理解と解説

2003 . 3

行政自治部

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

## 目 次

- . 公共機関の個人情報保護の背景
  - 1. 個人情報保護の背景
  - 2. 電子政府実現と個人情報保護の重要性
  - 3. 韓国の個人情報保護体系
  
- . 用語定義、適用対象・範囲等
  - 1. 制定目的
  - 2. 用語定義、適用対象・範囲
  - 3. 他の法律との関係
  
- . 個人情報保護の取扱い・管理
  - 1. 収集範囲
  - 2. 保有範囲
  - 3. 事前通報
  - 4. 個人情報ファイルの公告
  - 5. 個人情報ファイル台帳の作成・閲覧
  - 6. 個人情報ファイルの安全性確保等
  - 7. 個人情報の利用と提供制限
  - 8. 個人情報取扱者の義務
  
- . 情報主体の権益保障
  - 1. 閲覧請求
  - 2. 閲覧の制限
  - 3. 訂正請求
  - 4. 不服請求
  - 5. 代理請求
  
- . 指導・監督体系
  - 1. 個人情報保護審議委員会
  - 2. 行政自治部長官
  - 3. 中央行政機関の長

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

. 罰則等

- 1 . 罰則・両罰規程、公務員擬制
- 2 . 手数料

. 質疑応答事例

. 公共機関の個人情報保護関連法令

\* 法令書式

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

## ．公共機関の個人情報保護の背景

### 1．個人情報保護の背景(個人情報保護法の制定経緯)

情報化社会の到来は、情報技術(IT)を活用することで、各種情報を効率的に生産・管理・使用し、経済活動と行政の生産性を高め、生産された情報は価値を持った資源として社会・経済的に核心的役割を遂行するようになった。

公共部門では、行政サービスの電子化と個人に対する教育・雇用等の福祉行政機能の拡大により、民間部門では、顧客管理の強化、信用取引の拡大等に関連した業務処理の電算化により、個人情報の収集・使用が大きく増えている。情報化の進展は、国民生活の質的向上をもたらす一方、個人情報の収集・活用と流通が急激に増加し、各種のコンピューター犯罪とプライバシーの侵害等の副作用を伴った。そのため、国民の権利と利益、私生活を保護するため、プライバシー侵害に対する法的・制度的装置としての個人情報保護制度が要請された。

公共部門で、個人情報保護強化に対する必要性が高まったのは、行政電算網の構築と深い関係がある。政府は、情報化時代の到来と情報化・世界化という行政環境の変化趨勢に対応し、国家社会情報化を効率的に推進するため、1983年に国家機関電算網基本計画を設け、行政・金融・教育・研究・公安電算網の5大国家機関電算網構築事業を推進した。

このうち、行政電算網事業は、社会の全分野にわたり、波及効果が最も大きい事業であり、小さく効率的な政府を実現し、対国民サービスの向上と国内情報産業を育成させるという目標の下に1987年から推進した事業である。これまで、国民の日常生活に直接関連する住民登録、不動産、自動車等の業務を重点開発した。住民登録、不動産、自動車管理業務等の場合、約3,700の第一線機関の通信網を相互連結し、地域間・機関間情報流通体制を確立した。

このような電算網の構築事業と個別業務に対する電算化作業の結果、さまざまなレベルの行政機関等の公共機関でコンピューターを利用して処理する個人情報も住民登録DB(内務部 当時 \*現 行政自治部)、運転免許DB(警察庁)、旅券管理DB(外務部)、出入国管理DB(法務部)等で増加し、業務処理期間等の時間の画期的短縮と居住地中心の民願処理から全国単位へと処理空間が拡大するなど、個人情報の電算処理は行政部門での情報化の幅と深さを大幅に拡張した。

このような国民の日常生活に直接関連し、目に見える形での体感効果が大きい個人情報を基盤にする情報化事業の推進は、記録と複製の大量性、時・空間を超えたデータの移動等を主要特性とする電算処理にあって、個人情報の正確性、個人情報の誤・乱用、流出という問題を引き起こした。当時の国家公務員法、住民登録法等の個別法の宣言的で処罰第一の規制的な法定体系では、この

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

ような副作用を効果的に予防し、対処するにあたり、限界を露呈していた。

1989年2月になり、国際人権擁護韓国連盟の法制定建議をきっかけに、東亜・韓国・ハンギョレなどのマスコミと市民団体等が、個人情報保護の誤・乱用事業の報道などの世論醸成を通じ、法制定の必要性を迫った。このため、公共機関の個人情報保護に関する法律制定を急ぎ、1994年に制定・施行するに至った。

## 2. 電子政府実現と個人情報保護の重要性

現在、政府は、電子政府特別委員会を始めとするいろいろな推進体系により、行政情報事業と電子政府事業を躍動的に推進しているところである。特に、電子政府特別委員会を中心に推進している電子政府11大事業に集中的に投資をしている。電子政府11大事業は、その多くが個別部処別に推進されてきた政府情報化事業を相互連携し、情報の共同利用する等の政府機関のオンライン化を課題にしている。特に、行政自治部を中心に推進している単一窓口を通じた国民指向的民願サービスの提供(G4C)事業、市・郡・区行政総合情報化等の場合、国民の個人情報をやむなく共同利用し、オンライン上で流通させるしかない事項だ。また、4大社会保険の連携、インターネットを通じた総合国税サービス、教育行政情報化事業もやはり、国民の個人情報を流通させなければ実現が難しい課題だ。これに併せ、国民の身元確認等のために必要な電子署名認証問題にもやはり個人情報保護を必要とする。

### \* 電子政府11大推進課題

課 題 名	主管部処
単一窓口を通じた国民指向的民願サービス提供	行政自治部
4大社会保険情報システム連携構築	保健福祉部、労働部
政府統合電子調達システム構築	企画予算処、情報通信部
インターネットを通じた総合国税サービス体系構築	国税庁、財政經濟部
国家財政情報システム構築	財政經濟部、企画予算処
市・郡・区行政総合情報化	行政自治部
教育行政情報システム構築	教育人的資源部、財政經濟部
標準人事管理システム構築	中央人事委員会
電子決裁・電子文書流通の活性化	行政自治部
電子官印システムの構築と電子署名システムの普及	行政自治部、情報通信部

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

汎政府的統合電算環境の段階的構築	行政自治部、情報通信部、企画予算処
------------------	-------------------

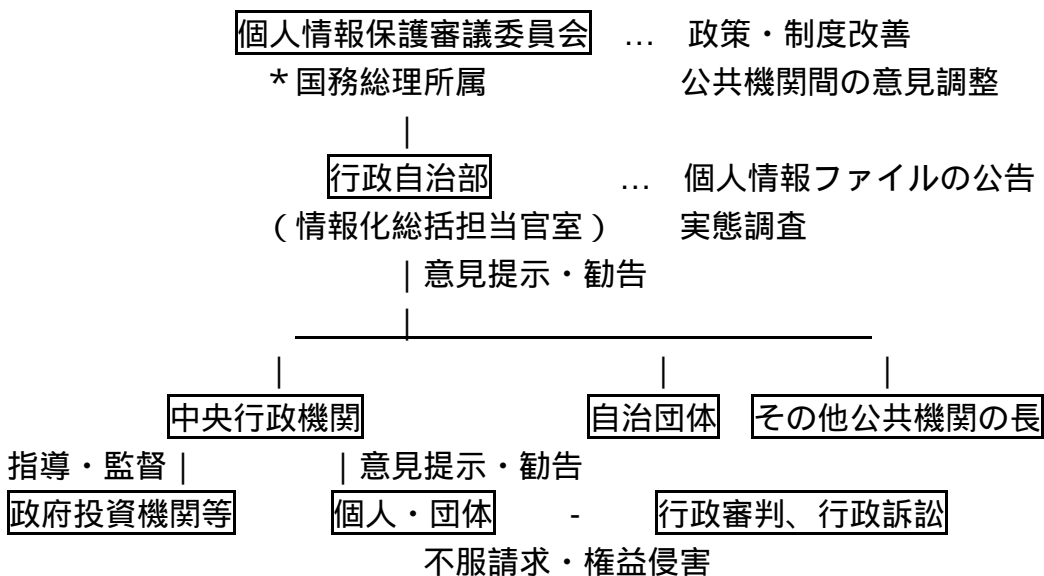
電子政府事業は、2002年11月に基本的な枠組みができたが、今後は安全で信頼できる個人情報保護体系を制度的、技術的に保障することが優先されてこそ、国民に対する電子政府事業の信頼を確保できる。

### 3. 韓国の個人情報保護体系

韓国の個人情報保護体系は、公共部門と民間部門に分けられ、それぞれのその法的根拠と推進体系は異なっている。公共部門は、個人情報保護に関する一般法として、「公共機関の個人情報保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という)があり、「電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」と住民登録法等の個別法に個人情報保護に関する規定がある。一方、民間部門は、一般法として、「情報通信網利用促進・情報保護等に関する法律」があり、信用情報の利用・保護に関する法律、通信秘密保護法、情報通信基盤保護法、金融実名制・秘密保障に関する法律等の個別法に個人情報に関する規定がある。

外国の立法例を見ると、韓国と同じく、公・私部門を区別しつつ、別個の法律で規律している国(米国)、公・私部門を区別せず単一の法律で規律している国(スウェーデン、英国)、公・私部門を区分するが、単一の法律で規律している国(独、仏)等に大別できる。

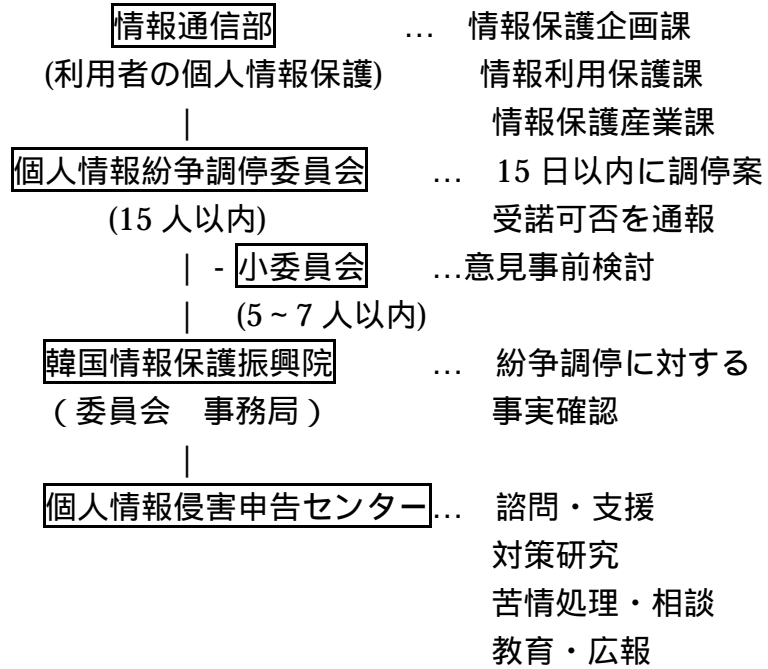
#### \* 公共部門の個人情報保護体系



翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

\* 民間部門の個人情報保護体系



翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

## 参考

### 個人情報保護法の主要構成内容

**公共機関の個人情報保護に関する法律** 本文 5 章 25 条、附則

#### **1. 総則**

目的、定義、適用範囲、他の法律との関係

#### **2. 個人情報の収集・処理**

個人情報の収集、個人情報ファイルの保有、事前通報、個人情報ファイルの公告、個人情報保護ファイル台帳の作成、個人情報の安全性の確保、処理情報の利用と提供の制限、個人情報取扱者の義務

#### **3. 処理情報の閲覧と訂正**

処理情報の閲覧、処理情報の閲覧制限、処理情報の訂正、不服請求、代理請求

#### **4. 補則**

手数料等、資料提出の要求等、意見提示・勧告、個人情報保護審議委員会、政府投資機関等の指導・監督、公共機関以外の個人又は団体の個人情報保護

#### **5. 罰則**

罰則、両罰規定、罰則適用にあたっての公務員擬制

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

## ．用語定義、適用対象・範囲等

### 1．制定目的

第1条(目的) この法律は、公共機関のコンピューターにより処理される個人情報保護のため、その取扱いに関して必要な事項を定めることで、公共業務の適正な遂行を図り、併せて国民の権利と利益を保護することを目的とする。

### 基本原則

個人情報保護は、公共業務の適正な遂行と国民の権利と利益を保護すること。

#### 法規解説

「コンピューターにより処理される」とは

- 時・空間を超越して行われる記録の大量性、検索の迅速・容易性、貯蔵と流通の秘密性等のコンピューター処理の特性による個人の私生活侵害の可能性と、
- G4C、市郡区行政総合情報化、4大社会保険関連システム等の大規模個人情報処理システムの構築による個人情報の流出、誤・乱用の可能性が増大している。

「取扱いに関して必要な事項」とは

- 個人情報を収集する段階からコンピューターを使用して処理し、利用する等の一体の過程に必要な事項をいうもので、法第4条(個人情報の収集)乃至第16条(代理請求)等が該当するといえることができる。

## 2．用語定義、適用対象・範囲

### 2.1 個人情報の概念(法第2条)

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれている氏名、住民登録番号等の事項により当該個人を識別できる情報(当該情報だけでは、特定の個人を識別できなくても、他の情報と結合することで、容易に識別できる情報を含む)をいう。

#### 法規解説

##### 個人に関する情報

個人の精神、身体、財産、社会的地位、身元等に関する事実・判断・評価を表す一体の情報をいう。このように、個人情報の範囲を広く規定するのは、個人情報の取扱い・公開により、個人が権利・利益を侵害されたと感じる程度が、

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

個人により異なり、又、処理方法であるとか、使用目的により異なることもあり、情報の種類による適用対象を決定できないので、全ての情報を対象にしようという法制定当時の趣旨である。

\* 個人に関する情報の例示

- ・ 内面の秘密：思想、信条、宗教、価値観、良心等
- ・ 心身の状態：体力、健康状態、身体的特徴、兵歴等
- ・ 社会経歴：学力、犯罪経歴、職業、資格、所属政党・団体等
- ・ 経済関係：財産状況、所得、債権債務関係等
- ・ 生活・家庭・身元関係：氏名、住所、本籍、家族関係、出生地、本貫（記者注：祖先発祥の地）等

企業主(個人事業者を含む)の当該事業に関する情報

個人に関する情報には、個人事業者の当該事業に関する情報が含まれるが、このような情報が個人情報保護の保護範囲に該当するかが問題となった。

個人事業者の当該事業に関する情報は、純粋な個人に関する情報と区分できず、この法の目的が個人情報のコンピューター処理による個人の権利・利益の保護にあるので、その対象は個人の学力、機能、身体、財産及び各種社会的・経済的活動に関する情報まで含まれるとみなされ、この法の適用対象に含まれる。ただし、事業に関する情報の場合、その事業の主体が個人ではない法人又は団体である時には、この法の適用対象から除外する。又、法人の機関としての個人に関する情報も同様である。

生存する個人に関する情報

死亡者に関する情報は、適用対象から除外する。死亡者に関する情報が流出することで、遺族等の名誉が傷つけられることがある点から、この法の適用を受けるべきとの主張もあったが、プライバシー権は、人格権で相続ができないので、死亡者に対する情報は、権利を行使する主体が生存しないため、除外するものだ。ただし、死亡者と遺族との関係を表す情報は、死亡者の情報であると同時に関係する遺族の情報でもあるので、遺族が生存する場合には、生存する個人に関する情報となり、適用対象になる。

氏名、住民登録番号等の事項

氏名、住民登録番号等の事項とは、当該個人の特性を記録したものや、個人別に固有に付与された数字、記号等をいうもので、これ以外にも生年月日、各種免許番号、学籍番号その他当該ファイルから個人別に固有に付与された記号

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

等である。

#### 当該個人を識別できる情報

情報主体が誰なのか、誰に関する情報なのかを第 3 者がわかる情報をいう。一般的に、氏名を含む情報が個人を識別できる情報に該当するが、これ以外にも氏名のない特殊な職名等を含む場合にもこれに該当する。

#### 他の情報と結合して容易に特定個人を識別できる情報

当該情報だけでは情報主体が誰かわからないとしても、一定の条件で検索し、番号を出力してその結果を他のファイルに結合して容易に情報主体を確認できるならば、個人情報に該当する。例えば、生年月日のみ記録されたファイルを検索後、その結果を住民登録番号と氏名が記録されたファイルと対照する場合、簡単に情報主体を識別できるとしたら、個人情報といえる。これは、他の機関が保有するファイルと結合して特定の個人を識別できる場合にも適用される。

#### 適用除外対象の情報

法人又は団体、死亡者に関する情報

\*「法人又は団体に関する情報」とは

この法の制定趣旨が個人情報をコンピューターで処理することによる、個人が抱く不安感を解消し、権利・利益の侵害を予防することで、個人のプライバシーを保護することにあるので、法人や団体に関する情報は適用対象ではない。

統計法により収集される個人情報、国家安全保障関連情報分析を目的に収集又は提供された個人情報(法第 3 条)

手作業処理の一般文書に記録された個人情報

\* 適用除外の理由

- ・その特性上、外部流出等の可能性が少ないだけでなく、現行法律でも規制可能
- ・一般文書まで適用する場合、行政負担加重により法の実効性の確保が困難

#### 《刑法及び他の個別法による個人情報保護》

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>- 手作業による一般文書に収録された個人情報を含み、民間部門も規制</li><li>- 刑法による規制</li></ul> |
|---|

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

- ・ 公務員の職務上の秘密露出禁止(第 127 条)
- ・ 業務上の秘密露出禁止(医師、弁護士等、第 317 条)等
- その他個別法による規制
- ・ 国家公務員法、地方公務員法、公職者倫理法、公職選挙及び選挙不正防止法、信用情報の利用及び保護に関する法律、医療保険法、証券取引法、信用カード法、住民登録法、地方税法、自動車管理法等で秘密の露出禁止及び違反時の刑罰又は懲戒賦課

外国人に関する情報は、当該国家の国内法を考慮した相互主義の原則に立脚して、条約等の国際法による義務等を考慮して適用

## 2.2 法の適用対象機関(法第 2 条、例第 2 条)

- ・ 「公共機関」とは、国家行政機関・地方自治団体その他公共団体のうち、大統領令が定める機関をいう。

### 公共機関の範囲

#### 国家行政機関

- 政府組織法第 2 条第 2 項の中央行政機関(院・部・処・庁・外局)
- 同法第 3 条第 1 項の特別地方行政機関(情報通信部所属の地方通信庁、国税庁所属の地方国税庁・税務署等)
- 同法第 4 条の附属機関(試験研究機関、教育訓練機関、文化機関、医療機関)
- 同法第 4 条の協議制行政機関(国家賠償審議会、中央労働委員会、中央土地収用委員会等の行政委員会)
- その他、監査院、国家情報院、大統領警護室等の個別法により設置された行政機関

#### 地方自治団体

- 地方自治法第 2 条第 1 項の特別市・広域市・道及び市・郡・区
- 同法第 2 条第 3 項の特別地方自治団体(自治団体組合)
- 同法第 104 条の消防機関と教育訓練機関等の直属機関
- 同法第 105 条の事業所、106 条の出張所
- 地方教育自治に関する法律第 3 条第 1 項の市・道教育委員会
- 地方教育自治に関する法律第 43 条の下級教育行政機関等

#### 教育法その他の法律により設置された各級学校(令第 2 条第 1 号)

- 初等学校、中学校、高等学校、大学、専門大学、放送通信大学、技術学校等

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

#### 政府投資機関（令第2条第2号）

- 政府が納入資本金の5割以上を出資した企業体（大韓貿易投資振興公社、韓国電気通信公社、韓国道路公社等）

#### 特殊法人（令第2条第3号）

- 特別法により設立された特殊法人、すなわち、個別法にその設立根拠を置いている法人（産業研究院、商業公社、韓国馬事会等）

#### 公務員年金法による退職年金支給停止対象機関(令第2条第4号)

- 国家・地方自治団体又は政府投資機関が資本金を出資し、財政支援をする機関で、総理令が定める機関(地方公社医療院、文化院、韓国鑑定院等)  
\* 支給停止対象機関の現況：公務員年金法施行規則(別表1)参照 - 省略

#### 公共機関以外の個人又は団体

##### 意見提示、勧告等の指導・監督

- 公共機関の例に準じて、個人情報保護のための措置を講じなければならず、関係中央行政機関の長は、個人情報の保護のために必要な時には、意見提示、勧告等の行政指導が可能(法第22条)

#### 適用除外機関

##### 金融実名取引及び秘密保障に関する法律による金融機関

- \* 金融機関：銀行法による金融機関、短期・総合金融会社、相互信用金庫、農漁畜協、セマウル金庫、証券・保険会社、信用保障基金等
- \* ただし、金融機関でも政府が資本金を5割以上出資した金融機関は、政府投資機関として見なされ、この法が適用される。(例示、韓国銀行・韓国産業銀行・中小企業銀行等)

#### 立法部・司法部、民間部門

### 3. 他の法律との関係

第3条（他の法律との関係） 公共機関のコンピューターにより処理される個人情報の保護に関しては、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法が定めるところによる。

公共機関のコンピューターにより処理される個人情報のうち、統計法により収集される個人情報と国家安全保障に関連して情報分析を目的に収集又は

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

提供要請された個人情報の保護に関しては、この法を適用しない。

#### 個人情報保護に関する他の法律

##### 他部門の個人情報保護法

- 通信秘密保護法(1993年12月): 郵便物の検閲、電気通信の盗聴、対話の録音・聴取
- 信用情報の利用及び保護に関する法律(1995年1月): 信用情報の誤・乱用防止等の私生活の秘密保護
- 金融実名取引及び秘密保障に関する法律(1997年12月31日): 金融取引の内容に対する情報又は資料
- 情報通信網利用促進及び情報保護に関する法律(2001年1月16日)

#### 特別な規定を持つ他の法律

- 国家公務員法、刑法、住民登録法、医療法、公職者倫理法等で職務上知った秘密の露出禁止及び違反時の刑罰又は懲戒賦課

#### \*「個人情報の保護に関して」とは

- ・ 個人情報の保護に関連する一体の行為及び手続きをいう。すなわち、個人情報の収集・処理、利用・提供に関連する部分だけでなく、個人情報の閲覧・訂正要求、安全性・正確性、流出禁止等をいう。

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>